

(別紙 7)

新潟県における危険鳥獣出没時の体制構築に係る評価報告  
(出没時の体制構築事業)

1 現状の危険鳥獣（イノシシ、クマ類）の市街地等への出没時の対応体制及び課題等

ツキノワグマが市街地に出没した際は、市町村、県地域振興局、警察、猟友会等が現場に向かい、ツキノワグマの追い払い又は捕獲に従事する。市町村は防災無線等により住民へ避難を呼びかけ、警察は交通整備による現場の安全確保をし、猟友会が捕獲に従事し、県地域振興局が現場を補助する体制をとっている。

2 危険鳥獣の出没時の体制構築に係る具体的な内容等

実施時期	令和 7 年 8 ～ 10 月
場所	新発田市、村上市
目的	緊急銃猟等の円滑な実施
参加者・関係者	市町村、猟友会、警察、県
内容	緊急銃猟や出没対応に必要な物品を配備する。
方法	物品費を負担
評価方法	訓練に基づく対応可否等
事業費	719,760 円
備考	

注 1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。

注 2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

3 実施内容の評価

令和 7 年 9 月 1 日から改正鳥獣保護管理法の施行による緊急銃猟制度の開始に伴い、新発田市においては配備した物品等を利用して緊急銃猟を踏まえた出没対応訓練を実施した。訓練には県内の各市町村も参加し、各市町村におけるマニュアルの策定や出没対応に大きく寄与した。令和 7 年度は人の生活圏に出没した危険鳥獣に対し緊急銃猟を 15 件実施し、人身被害の防止につながった。

注1：事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業の実施により、出没時の対応の流れや関係者の役割分担の明確化、協力関係の構築等が進んだか評価し記載すること。

注3：注1～2による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

#### 4 その他

--

注1：出没防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。